

# 社会福祉法人一志会 定款

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその顧客の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、顧客が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
  - (イ) 特別養護老人ホームの経営
  - (ロ) ケアハウスの経営
  
- (2) 第二種社会福祉事業
  - (イ) 老人居宅介護等事業の経営
  - (ロ) 老人短期入所事業の経営
  - (ハ) 老人デイサービス事業の経営
  - (ニ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
  - (ホ) 障害福祉サービス事業の経営
  - (ヘ) 移動支援事業の経営

### (名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人一志会という。

### (経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2. この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金を福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を大分県大分市大字竹中 5268 番地に置く。

## 第 2 章 評議員

### (評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2. 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
3. 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
4. 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
5. 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
  3. 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員に対して、各年度の総額が1人あたり90万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第3章 評議員会

(構成)

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
2. 評議員会に議長を置き、その都度評議員の互選により定める。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分
  - (8) 社会福祉充実計画の承認
  - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4. 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、これに記名押印する。

## 第 4 章 役員及び職員

(役員の数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名
  - (2) 監事 2 名
2. 理事のうち 1 名を理事長とする。
  3. 理事長以外の理事のうち、1 名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3. 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 補欠として再任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
3. 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(責任の免除)

第21条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認められる場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第22条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事と締結することができる。

(役員報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に

定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職 員)

第24条 この法人に、職員を置く。

2. この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
3. 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第 25 条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第 26 条 運営協議会の委員は5名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第 27 条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 顧客又は顧客の家族の代表者
- (3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第 28 条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第 29 条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や顧客の意見を聴取するものとする。

(その他)

第 30 条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

## 第 6 章 理事会

(構 成)

第 31 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2. 理事会に議長を置き、その都度理事の互選により定める。

(権 限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2. 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
  - (1) 大分県大分市大字竹中字野中 5268番、5246番の8、5272番所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根 7階建 特別養護老人ホーム清静園 1棟 ( 12,799.490 平方メートル )
  - (2) 大分県大分市大字竹中字野中 5250番所在の鉄筋コンクリート造スレート葺 平屋建 清静園デイサービスセンター 1棟 ( 351.87 平方メートル )
  - (3) 大分県大分市大字竹中字野中 5274番の1所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺陸屋根 4階建 ケアマンション清静園 1棟 ( 2,738.25 平方メートル )
  - (4) 大分県大分市大字竹中字野中 5268番、5246番の8、5272番所在の特別養護老人ホーム 敷地 ( 5,496.11 平方メートル )
  - (5) 大分県大分市大字竹中字野中 5250番所在の清静園デイサービスセンター 敷地 ( 1,623.00 平方メートル )
  - (6) 大分県大分市大字竹中字野中 5274番の1所在のケアマンション清静園 敷地 ( 2,645.94 平方メートル )
  - (7) 大分県大分市大字竹中字野中 5255番の2 宅地 ( 390.67 平方メートル )

- (8) 大分県大分市大字竹中字野中 5246番の7 原野 ( 247.00 平方メートル )
- (9) 大分県大分市大字竹中字野中 5255番の1 山林 ( 707.00 平方メートル )
- (10) 大分県大分市大字竹中字野中 5256番の3 雑種地 ( 28.00 平方メートル )
- (11) 大分県大分市大字竹中字野中 5257番の1 雑種地 ( 198.00 平方メートル )
- (12) 大分県大分市大字竹中字野中 5257番の5 雑種地 ( 118.00 平方メートル )

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 44 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第37条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、市長の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2. 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

## (6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第 1号、第 3号、第 4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 事業の概要等を記載した書類

### (会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

### (会計処理の基準)

第42条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

### (臨機の措置)

第43条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第 8 章 公益を目的とする事業

### (種 別)

第 44 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、顧客が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

#### (1) 居宅介護支援の事業

介護保険法に定める居宅介護支援の事業で、顧客が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、ケアマネージャーが、顧客の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのサービス計画を作成し、それに基づきサービスの提供が確保されるよう、各サービス事業所との連絡調整を行うことを目的に、介護保険サービスセンター清静園の運営を行う。

#### (2) 訪問入浴介護の事業

介護保険法に定める訪問入浴介護の事業で、自宅に浴槽を持参し、バイタルチェック、着脱衣、入浴介助を行い、顧客が、可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、顧客の身体の清潔を保持し、心身機能の維持、改善を図ることを目的に、清静園指定訪問入浴介護事業所の運営を行う。

#### (3) 介護予防・生活支援の事業の受託運営

大分市生活支援ショートステイ事業実施要綱、大分市生きがい対応デイサービス事業実施要綱、大分市食の自立支援事業実施要綱、大分市障害者食の自立支援事業実施要綱、大分市生活支援ホームヘルプサービス事業実施要綱に定める事項を目的に、次の事業の受託運営を行う。

- (イ) 大分市生活支援ショートステイ事業
- (ロ) 大分市生きがい対応デイサービス事業
- (ハ) 大分市食の自立支援事業
- (ニ) 大分市障害者食の自立支援事業
- (ホ) 大分市生活支援ホームヘルプサービス事業

(4) 介護予防訪問入浴介護の事業

介護保険法に定める訪問入浴介護の事業で、比較的介護の必要度の低い、要支援1及び要支援2の方々に対し、訪問入浴介護事業を目的とし、清静園指定訪問入浴介護事業所の運営を行う。

(5) 介護予防支援事業の実施

介護保険法の規定により、「介護予防マネジメント」を居宅介護支援事業所で地域包括支援センターから一部委託を受けて実施する。

- (イ) 介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業等

2. 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第9章 解散

(解 散)

第45条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第10章 定款の変更

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2. 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

## 第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、社会福祉法人一志会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子広告に掲載し

て行う。

(施行細則)

第 49 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	大 島 隼 人
理事	大 島 庸 男
理事	甲 斐 栄
理事	大 嶋 一 海
理事	岩 田 等
理事	長 尾 和
監事	岩 田 民 造
監事	海 老 海 純 芳

- 附 則 平成 7 年 7 月 11 日 定款変更認可 (指令高齢福第 544-4 号) (定款準則の改正に伴う字句の追加、訂正、基本財産の増)
- 附 則 平成 9 年 1 月 23 日 定款変更認可 (指令高齢福 242-17 号) (第 1 条目的 (2) の (ト) 老人介護支援センター「大分市在宅介護支援センター清静園」の設置経営を追加。)
- 附 則 平成 9 年 12 月 12 日 定款変更認可 (大分市指令 1435 号) (定款準則の改定に伴う変更)
- 附 則 平成 11 年 6 月 21 日 定款変更認可 (大分市指令 725 号) (「グループホーム清静園」設置経営に伴う、基本財産の変更)
- 附 則 平成 12 年 3 月 31 日 定款変更認可 (大分市指令 2780 号) (公益事業の追加、基本財産の増 エレベーター、ヘルパーステーション)
- 附 則 平成 13 年 6 月 28 日 定款変更認可 (大分市高齢第 157 号) (第 1 条目的 (1) の (ロ) ケアハウス「ケアマンション清静園」の設置経営を追加、基本財産の増、定款準則の改正に伴う条文新設、字句の追加、変更)
- 附 則 平成 15 年 1 月 21 日 定款変更認可 (大分市高福第 777 号の 2) (第 1 条目的字句の訂正、第 11 条

監事による監査の2、3項に評議員会を追加、第30条収益の処分、定款準則の改正に伴う字句の追加、変更)

- 附 則 平成16年10月10日 定款変更認可 (大分市指令20280号) (第1条目的(2)の(チ)精神障害者居宅介護等事業を追加、第18条資産の区分(2)の(ハ)ケアマンション清静園建物表示変更、第34条(定款の変更)厚生省令を厚生労働省令に変更、第35条(公告の方法)大分合同新聞を新聞に変更)
- 附 則 平成17年7月21日 定款変更認可 (大分市指令24160号) (第3条(経営の原則)、第9条(理事会)、第14条(評議員会の権限)、第27条(種別)、第28条(剰余金が出た場合の処分)以上定款準則の改正に伴う字句の追加, 変更)
- 附 則 平成18年11月21日 定款変更認可 (大分市指令4554号) (第1条目的(2)第二種社会福祉事業(ホ)身体障害者短期入所事業(ヘ)身体障害者居宅介護等事業(精神障害者居宅介護等事業を削除、(ヘ)障害福祉サービス事業を追加。第18条資産の区分2.(1)建物(イ)特別養護老人ホーム清静園の建物表示変更。3.運営財産を運用財産に変更(誤字の訂正) 第27条(種別)(4)介護予防訪問入浴介護(5)介護予防支援事業『地域包括支援センターを経営する事業』を追加。)
- 附 則 平成19年9月12日 定款変更認可 (大分市指令第3788号) (第1条目的(2)第二種社会福祉事業(ヘ)老人介護支援センター「大分市在宅介護支援センター清静園」の設置経営を削除 第1条目的(1)、(2)定款準則の改正に伴う変更、第27条(種別)条文の語句変更、(1)～(5)準則による変更、第35条(公告の方法)条文の語句の変更及びインターネットの追加)
- 附 則 平成19年11月22日 定款変更認可 (大分市指令5228号) (第1条目的(2)第二種社会福祉事業(ニ)を認知症高齢者グループホームの経営に変更、第35条(公告の方法)条文の新聞及びインターネットを官報及び新聞インターネットに変更)
- 附 則 平成24年4月9日 定款変更認可 (大分市指令5566号) (第1条目的(2)第二種社会福祉事業(ヘ)移動支援事業の経営を追加)
- 附 則 平成27年11月25日 定款変更認可 (大分市指令4444号) (第5章第27条(種別)(5)地域包括センターを経営する事業から(5)地域包括支援センターの受託運営(6)指定介護予防支援事業の実施に変更)
- 附 則 平成29年1月17日 定款変更認可 (大分市指令4141号) 社会福祉法人制度改革に伴う改正
- 附 則 平成30年4月24日 定款変更認可 (大分市指令180号) 第8章第44条(種別)(5)地域包括支援センターの受託運営を削除、削除に伴い(6)介護予防支援実施を(5)介護予防支援実施に変更
- 附 則 令和元年7月12日 定款変更認可 (大分市指令1183号) 第2章第8条(評議員の報酬等)の条文に語句(1人あたり)を追加、第7章第36条(資産の区分)第1項の条文の語句(及び収益事業用財産)の削除、(4)を(3)に変更、第3項の条文の語句(及び収益事業用財産)の削除、第4項の条文の語句(及び収益事業用財産)、(及び第45条に掲げる収益を目的とする事業)の削除、第9章収益を目的とする事業第45条(種別)、第46条(収益の処分)の削除に伴い、第10章解散を9章解散へ変更、第47条(解散)を第45条(解散)へ変更、第48条(残余財産の帰属)を第46条(残余財産の帰属)へ変更 第11章定款の変更を第10章定款の変更へ変更、第49条(定款の変更)を第47条(定款の変更)へ変更、第12章公告の方法その他を第11章公告の方法その他へ変更、第50条(公告の方法)を第48条(公告の方法)へ変更、第51条(施行規則)を第49条(施行規則)へ変更

附 則 令和 4 年 7 月 27 日 定款変更認可（大分市指令 1533 号）第 7 章資産及び会計、基本財産の変更に伴う改正

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この定款は、平成 30 年 4 月 25 日から施行する。

この定款は、令和 元年 7 月 18 日から施行する。

この定款は、令和 4 年 7 月 27 日から施行する。

私たち一志会職員は、「社会福祉法人が、税や社会保険料等の公的財源によって経営されること。」から公益性と公正な倫理観の上で、社会福祉法人の透明性の確保を図り地域社会から信頼される事業経営が求められています。従って、一志会職員として常にこのことを念頭に置き、倫理要領を定め実践します。

#### 経営理念

社会福祉法人 一志会は本法人の行う全ての事業について、役・職員 1 人一人が社会福祉法等関係法令を遵守の上、地域社会における対象者及び家族等を「顧客」と認識し、「顧客本位のサービス提供」を経営理念に掲げ、社会資源としての本法人の役割を果たします。なお、顧客の身体拘束や虐待行為は人権を無視した反社会的な行為であり、法人職員は一丸となってその排除に努めます。

## 職員倫理要領

**公益性：**個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害や年齢の有無にかかわらず、その人らしい“安心のある生活”が送れるように国民全ての社会的な自律支援を目指すことを支援すること。

**1・私たちは、顧客の地域生活維持と自立した生活の支援に努めます。**

**継続性：**解散時の手続きや残余財産の処分等に関する規程によって、制度的にサービスの継続性が確保されている。よって、良質なサービスを安定して提供する義務があること。

**1・私たちは、顧客の人権尊重と個人情報を守り、質の高いサービス提供に努めます。**  
・職員人権教育方針は法人の品質マネジメントシステムに定め運用する。

**透明性：**公的な負担によって行われる事業であるとともに利用制度化が進む中、公益法人としてより積極的な情報開示、情報提供等による高い透明性が求められること。

**1・私たちは、法人の公益性確保のため積極的に情報公開に努めます。**

**倫理性：**公正、誠実な倫理観に基づく法人経営を行うこと。

**1・私たちは、公益性と公正な倫理観を持ったサービス提供に努めます。**

**非営利性：**持分がなく配当は認められていない。事業で得た全ての金銭的成果は社会福祉事業に充てるか、地域の生活課題や福祉需要に還元すること。

**1・私たちは、地域社会から信頼される事業経営に努めます。**

**開拓性：**表出しにくい生活課題、福祉需要の掘り起こしや制度の狭間にあるもしくは制度化されていない福祉需要等に対し、新しい領域として先駆的に他機関・団体等に先立って対応するとともに、制度化に向かって働きかけること。

**1・私たちは、地域の福祉ニーズの把握に努めます。**

**組織性：**高い信頼性が求められる法人にふさわしい組織統治の確立、人材育成、組織マネジメントに取り組むこと。

**1・私たちは、人材育成を意識した組織統治の確立に努めます。**

**主体性：**民間の社会福祉事業経営者としての自主性及び自律性を発揮し、自らの意思、判断によって事業に取り組むこと。

**1・私たちは、社会福祉法人の自主・自立性を主体とした事業経営に努めます。**

**効率性：**税、社会保険料等公的な財源を使用することから、より効果的で効率性の高い経営をめざすこと。

1・私たちは、常に効率的な経営に努めます。

機動性：地域の福祉ニーズ及び制度の変化に対して、すばやく対応すること。

1・私たちは、地域の福祉ニーズの迅速な対応に努めます。